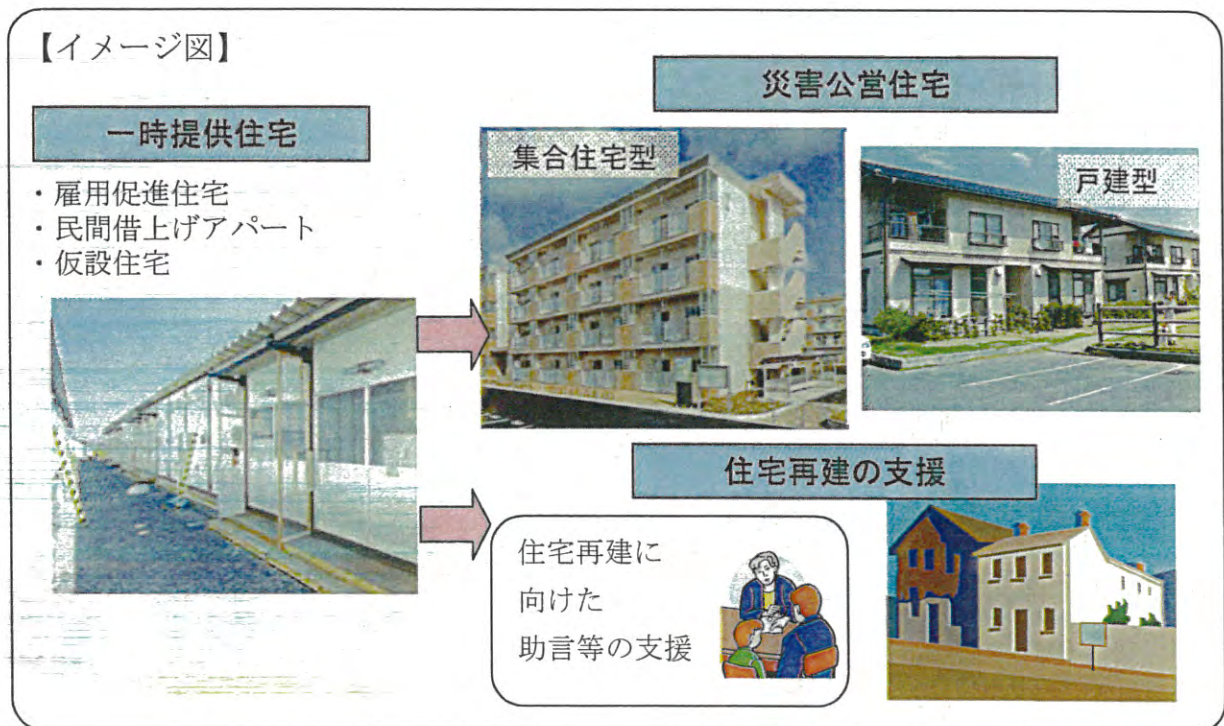


2 災害公営住宅の整備等プロジェクト

1 災害公営住宅の整備等に向けた全体方針

- 東日本大震災により住宅を失い、自力で再建できない方に対して、安心して生活できる住宅を確保するため、災害公営住宅の整備に向けて取り組みます。
- 一時提供住宅入居者に対する住宅再建に向けた助言等の支援に取り組みます。



(1) 住宅再建に向けた支援

被災し、一時提供住宅に入居している市民自らが住まいの確保ができるようファイナンシャルプランナーによる相談会の実施などの支援を行います。

- ① 実施内容
専門家による個別相談会（市内3箇所）
- ② 専門家
ファイナンシャルプランナー、建築組合、建築士等
- ③ 開催頻度
各会場で毎月1回（平成24年8月から）

(2) 災害公営住宅の整備

① 建設場所

津波により大きな被害を受けた沿岸域（久之浜、四倉、平、小名浜、勿来）で5箇所程度の整備を検討する。

また、大規模余震による被害状況等を踏まえ、内陸部への整備についても検討する。

② 建設戸数

現段階では、過去の震災の例も踏まえ、1,000～1,500戸程度を想定しているが、被害の大きい沿岸域の住宅ニーズ等を把握したうえで整理する。

③ 住宅の種類

集合住宅型と戸建型が考えられるが、実際にどのタイプにより整備を行うかについては、建設用地、管理のあり方など様々な要素を考慮したうえで、今後検討を進める。

2 主な取組み

主体	主な取組み	備考
国	・ 災害公営住宅整備事業	H23 第3次補正
	・ 災害公営住宅家賃低廉化事業	H23 第3次補正
	・ 東日本大震災特別家賃低減事業	H23 第3次補正
県	・ 恒久的な住宅対策の実施	県復興計画案
市	・ 災害公営住宅の整備	柱1
	・ 一時提供住宅入居者への生活再建のための支援	柱1